

教育委員会 2 月定例会 議事録

会議名 教育委員会 2 月定例会
開催日 令和 8 年 2 月 4 日（水）午前10時30分～午前11時09分
開催場所 議会棟 4 階 第 1 委員会室
出席者 荒木教育長、有山教育長職務代理者、中川委員（オンライン）、中澤委員、山口委員、中村委員

事務局等出席者

藏守教育次長兼教育委員会事務局部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、山口教育委員会事務局次長兼施設給食課長、山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、浦戸教育政策総務課長、村井施設給食課課長兼学校給食センター所長、大坪施設給食課課長、坂本学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、岡元社会教育推進課長、山下教育政策総務課係長、幸前教育政策総務課副係長、池田（教育政策総務課担当）

○荒木教育長

それではまず、開会に当たりまして、確認事項でございます。中川委員におかれましては、遠方からの参加となるため、寝屋川市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により、これを承認しております。

それでは、ただ今から教育委員会 2 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、中村委員にお願いいたします。

本日の案件は報告事項が 1 件、議決事項が 4 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

本日の配付資料を御確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書でございます。

なお、教育長及び委員の皆様へ配付しております報告第 4 号及び議案第 3 号に関する資料は、個人情報が含まれておりますので、会議終了後、机の上に置いてお帰りいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○荒木教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ「1月・2月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

1月・2月の一般事務報告をいたします。

本日、2月4日に、教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、1月10日から1月23日までに2件ございました。

そのうち、新規の後援が1件で、合唱発表会の開催を通じ、地域社会への文化貢献を行うとともに、音楽について学ぶ機会を提供することにより、教育の振興に寄与することを目的とした、北河内のうたごえ祭典実行委員会による、「北河内のうたごえ祭典」でございます。

その他継続の後援が1件で、寝屋川市合唱連盟による「寝屋川市合唱連盟 第21回定期演奏会」でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ「2月・3月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から何かございませんか。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

2月・3月の行事計画を御説明いたします。

まず、2月17日に望が丘小学校・中学校へ学校訪問、3月24日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を予定しております。

次に、2月24日から3月25日まで開催されます、令和8年3月市議会定例会につきましては、2月25日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、2月26日に予算決算常任委員会（全体会）、3月5日及び6日に代表質問、3月11日及び12日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、3月23日に予算決算常任委員会（全体会）が予定されております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

3月の行事計画を御説明いたします。

3月13日に市内各中学校、3月18日に市内各小学校におきまして、卒業証書授与式が行われます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、坂本課長。

○坂本学務課長

3月の行事計画を御説明いたします。

3月19日に市立各幼稚園におきまして、保育証書授与式が行われます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに事務局から報告事項はございませんか。

はい、山本次長。

○山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長

3月の行事計画を御説明いたします。

3月28日に、新しく開館いたします、こども図書館＋plusにおきまして、こども図書館＋plusのオープニングセレモニーを開催いたします。

当日は2部構成といたしまして、第1部は式典、第2部はミニ縁日等のイベントを開催する予定をしております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「2月・3月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第4号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第4号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでござい

ます。

4 ページを御覧ください。

本職員は、教育委員会事務局の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和8年1月23日から令和8年2月22日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

ではないようですので、報告第4号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

5 ページでございます。

議案第3号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、浦戸課長。

○浦戸教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第3号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第6号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

6 ページを御覧ください。

本職員は、社会教育推進課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和8年2月11日から令和8年5月10日までの休職発令を行うものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第3号「職員の分限処分について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、7ページでございます。

議案第4号「令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者の市長への内申について」を議題といたします。

はい、岡元課長。

○岡元社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第4号「令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者の市長への内申について」、寝屋川市青少年指導員要綱実施要領第2条第1号の規定に基づき、各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議から推薦があった寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市青少年指導員の任期満了に伴い、令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するためでございます。

次の8ページから13ページに、第一中学校区から望が丘中学校区までの青少年指導員候補者の名簿を掲載しております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第4号「令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者の市長への内申について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、14ページでございます。

議案第5号「寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、坂本課長。

○坂本学務課長

ただ今御上程いただきました、議案第5号「寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4に基づき、寝屋川市教育委員会の所管する学校に、共同学校事務室を設置するためでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容について御説明いたします。

16ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条は第21条に共同学校事務室の規定を設けるための文言整理でございます。

次に、第3条の2、第3項につきましては、学校教育法におきまして、新たな職として主務教諭が設けられたことによる条項整理でございます。

次に、第21条につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4、第1項の規定に基づき、寝屋川市立の小学校及び中学校に係る同項に規定する事務を共同処理するための組織として、寝屋川市立望が丘小学校に共同学校事務室を置くものでございます。

第2項といたしまして、共同学校事務室に関し必要な事項は教育長が定めるものでございます。

次に、第22条は条項整理でございます。

なお、附則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第5号「寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、18ページでございます。

議案第6号「令和8年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。

非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の方につきましては、一旦御退席いただきますよう、お願いいたします。

(関係者以外退出)

(入室)

○荒木教育長

それでは、議案第6号「令和8年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があれば、お願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会2月定例会を終了させていただきます。